

第5章 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、すべての市民を対象にする必要がありますが、その中でも特に、市職員をはじめとする特定職業従事者(教職員等、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する者)は、市民の人権を守る立場にあり、一人ひとりが常に人権尊重の立場に立った職務の遂行が求められています。

こうした特定職業従事者等に対しては、人権教育・啓発において指導的な役割を果たすことができるよう、研修機会の充実に努め、さらなる人権意識の高揚を図る必要があります。

1 市職員

市職員はすべての業務において、市民の人権と直接的・間接的に関わっており、行政サービスを適切に提供する上で、人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身に付けていることが求められています。

このため、人権に関する各種の職員研修の実施や、人権啓発講演会等への積極的な参加により、市職員の人権意識の涵養を図ってきました。

今後も、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図り、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指すため、市職員を対象とした各種人権研修を実施し、一層の人権意識の高揚に努めます。

2 教職員等（保育所・幼稚園・認定こども園^{*}・学校）

保育所、幼稚園、認定こども園^{*}、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員等は、教育活動等を通して、子どもたちの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付ける上で、深く、密接に関わる存在です。

そのため、教職員等が人権に関する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、指導力向上を図るための研修等の充実が必要です。

3 社会教育関係職員

地区公民館をはじめとした、教育機関等においては、市民の多様な学習ニーズに応じた事業を展開しています。そこに勤務する社会教育関係職員は、市民の人権問題や、地域に芽生え、育ちつつある人権に関する取り組みなどについて知ることができると同時に、支援可能な立場にあります。そこで、市民に人権について学習する機会を設けることが、極めて重要となってきます。

したがって、社会教育関係職員は、自ら人権感覚を体得し、市民の人権学習の環境づくりに役立てるための学びに努めることが求められ、このような資質を形成するための研修機会を設けることが必要です。

4 保健・医療・福祉・介護関係者

子ども、高齢者、障害者、病者等を対象とする保健・医療・福祉・介護関係者は、市民の生命や健康、生活に直接かかわる業務に従事しています。こうしたことから、人権を尊重した処遇や個人情報の適正な管理など、きめ細かな配慮が必要とされます。

したがって保健・医療・福祉・介護関係者の人権意識の高揚を図るため、人権について自主的な取り組みの実施を要請するとともに、さまざまな研修会への参加を求め、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養っていく必要があります。

5 マスメディア関係者

テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアを通して多くの情報が提供され、市民の意識の形成や価値判断など、市民の生活に大きな影響を及ぼします。

マスメディアは、その影響力の大きさから、人権を守る有効な手段であると同時に、人権を侵害する危険性も持ち合わせています。

マスメディア関係者の人権尊重はもちろん、偏見や差別意識を解消する視点に立った活動が達成できるように、自主的な取り組みとともに、各種研修会への参加を要請していく必要があります。

6 企業等の経営者

企業等は、その経済活動を通して、地域社会に大きな影響を与えている存在であり、

基本的人権が尊重される社会の実現のために、地域社会の一員としての重要な役割を担っています。

したがって、企業等の経営者においては、労働関係法令の遵守のもと、人権が尊重される、働きやすい職場づくりに努めるとともに、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識の下に、適正な採用選考を行うことが求められています。

このようなことから、一定規模以上の事業所等においては、公正採用選考人権啓発推進員^{*}（以下「啓発推進員」という。）が設置されることになっていますが、今後とも事業所等における「啓発推進員」の人権教育・啓発のための研修等の充実が図られ、人権意識の高揚に向けた取り組みが一層推進されるよう、「企同推」^{*}等の関係機関・団体とも連携を図りながら、事業主等への理解と主体的な取り組みを要請していく必要があります。

7 その他の職業従事者

大学関係者、法曹関係者などは、高い社会性と指導性を有する職業柄、高い人権意識が求められます。しかし、近年、大学等において、アカデミック・ハラスメント^{*}などの人権侵害の事例も認められるように、人権教育の必要性に変わりはありません。

人権尊重の視点に立った活動が達成できるように、関係者の人権意識のさらなる高揚に向けた自主的な取り組みを要請していく必要があります。

